

財産状況等報告書

(民事再生法124条、125条)

裁判所 御 中

平成 年 月 日

再生債務者

再生債務者代理人 弁護士

再生債務者は、平成 年 月 日に給与所得者等再生による再生手続の開始決定を受けたので、民事再生法125条1項に定める事項を別紙「報告事項」のとおり報告します。

また、再生手続開始時の再生債務者の財産の状況及び価額については、

- 再生手続開始申立書に添付した「財産目録」に記載したとおりですから、民事再生規則128条、140条により、その記載を引用します。
- 別紙に記載したとおりです。

以 上